

第6章 文化・芸術による豊かさ倍増

伝統文化を継承し、新たな文化・芸術を創造する都市の実現！

しあわせ倍増事業

- 6-1 (仮称)岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興
- 6-2 文化芸術の創造拠点の設置
- 6-3 基金を活用した市民文化活動の支援の強化
- 6-4 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催
- 6-5 未来に向けた盆栽文化の継続・発展

概要（目的・目標等）

本市の魅力ある地域資源である人形文化の振興を図るため、拠点施設として、(仮称)岩槻人形博物館を整備し、子どもの成長を願う親と子を始めたとした多くの方々が魅力を感じる展示会を実施すること等により、平成32年度に、年間来館者数を7.4万人とします。

(1) 現状と背景

- ・旧岩槻区役所敷地利用計画を平成27年6月に策定しました。
- ・平成29年2月市議会定例会において博物館整備事業の承認を得てデザイン・ビルド事業契約を締結しました。
- ・西澤笛畝コレクションを始めとした5千点を超える日本有数の人形資料等を収集しました。



【(仮称)岩槻人形博物館 外観イメージ】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	実施設計 ○ 着工	建設工事	開館準備 ○ 開館	常設展示・企画展示等 人形文化の振興
	展示実施設計	展示造作		
	施設設置条例の制定 ○	博物館ロゴの作成 ○		
		資料の収集、保存、調査、研究		
	プレイベント (展覧会等)	プレイベント (展覧会等)	開館記念イベント (展覧会等)	
	城址公園隣接地における人形文化教育普及施設の整備検討			施設整備
	①博物館の整備 ②博物館来館者数			
目標	①博物館の着工 ②人形博物館の周知のための展覧会等の開催	①展示造作の着手 ②プロモーションのためのロゴの作成	①博物館の開館 ②広報・プロモーションの実施及び開館記念イベントの開催	②年間来館者数7.4万人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

開館後は市内の小中学校との連携事業や参加型のワークショップ等を行います。
また、親子参加型イベントや節句子どもイベントを開催します。

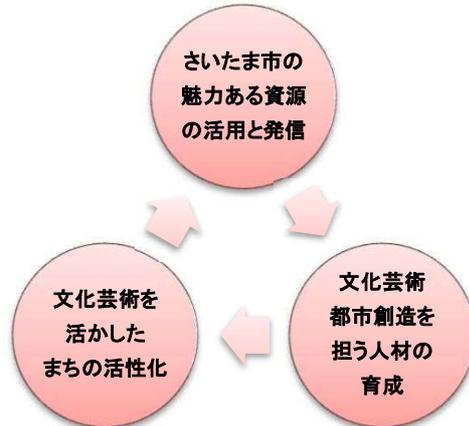
担当 スポーツ文化局 文化部 文化振興課 岩槻人形博物館開設準備室 電話:048-646-3133

概要（目的・目標等）

市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造のため、市民が文化活動を行うことができる場の充実等に関する検討等を行い、平成32年度に、検討結果をさいたま市文化芸術都市創造計画（改定版）に反映します。

(1) 現状と背景

- ・「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき策定した「さいたま市文化芸術都市創造計画」の計画期間は、平成26年度から平成32年度までとなっています。
- ・上記計画において、文化芸術都市創造に向けて、文化センターを拠点施設、市民会館やプラザ、伝統文化施設を主要施設として位置付け、これらを中心とした文化施設の連携を図っています。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	現状把握・課題整理	市民が文化活動を行うことができる場の充実に関する検討や、文化施設の再分類、役割分担や特色づくり、連携・運用体制の検討		さいたま市文化芸術都市創造計画の改定
	検討(庁内調整)			
目標	さいたま市文化芸術都市創造計画の改定			
	庁内調整・現状把握・課題整理	さいたま市文化芸術都市創造審議会、文化芸術に関する意見交換会の開催	さいたま市文化芸術都市創造審議会、文化芸術に関する意見交換会の開催	さいたま市文化芸術都市創造計画の改定

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

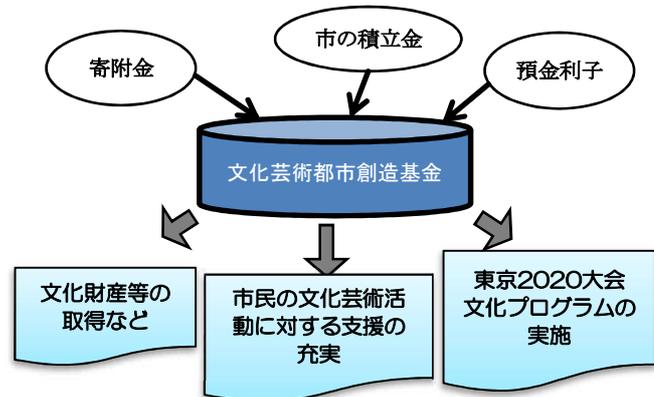
市民が文化活動を行うことができる場の充実等に関する検討を行い、文化芸術に触れる機会を増やすことで、市民満足度を高めます。

概要（目的・目標等）

市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造のため、基金を活用して市民等の文化芸術活動の支援を拡充し、平成32年度までの累計で、基金を活用した文化活動の支援事業を20事業実施します。

(1) 現状と背景

- ・文化芸術施策の継続的かつ安定的な展開に必要な事業の経費に充てるための基金を平成26年度末に設置・管理運用を行い、文化財産等の取得、文化芸術関連事業の実施に基金を活用しています。
- ・市民等からは、補助金制度の拡充や活動及び発表の場の確保、活動PRの支援などについての要望が寄せられています。
- ・東京2020大会（注1）の会場関連自治体として、文化プログラムを実施する必要があります。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	国際芸術祭開催に向けた、市民等の文化活動の支援策の検討	支援策の周知	国際芸術祭開催に向けた、市民等の文化活動の制度の拡充や、発表の場の確保等の支援事業の実施	
	アクション&レガシープラン(注2)の作成、周知		文化プログラム(注3)事業の実施	
目標	基金を活用した文化活動の支援事業の実施			
	支援策の検討	支援策の確定・周知	支援事業の実施(10事業)	支援事業の実施(10事業)

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

市民等のニーズを様々な角度から検討し、既存事業の拡充及び新たな支援事業を実施することで、文化芸術の振興を図ります。

(注1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

(注2) 東京2020参画プログラムのレガシーコンセプトを踏まえ、本市の取組の方向性を示すとともに、その具体化を目指すもの

(注3) 100のオリンピック憲章において開催に当たり実施が義務付けられている文化的な事業

6-4

市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催

概要（目的・目標等）

さいたま市文化芸術都市創造計画の重点プログラムとして、さいたま文化の創造・発信、本市の文化芸術を支える人材の育成、さいたま文化を活かした「まち」の活性化を目的として、国際芸術祭を開催し、平成32年度に、経済効果30億円、来場者数30万人を実現するとともに、市民が参加しやすい仕組みを構築し、「市民参加型」の国際芸術祭として、平成32年度までの累計で、国際芸術祭の参加者数を延べ10万人とします。

(1) 現状と背景

- ・第1回において、約36万人が来場し、約29億円の経済効果を創出するとともに、参加者数は約6万5千人となりました。
- ・第2回においては、同水準の効果をを得るために、会場関連自治体の責務と考える東京2020大会（注）の文化プログラムとして国際芸術祭を実施するとともに、広報・PRの充実による市外からのインバウンドの更なる増加や、前回導入したサポーター制度の継続、作品の公募などによる市民参加しやすい仕組みづくりが求められています。

【第1回国際芸術祭の実績】

種別	来場者数 (人)	参加者数 (人)	事業数 (事業)
①アートプロジェクト	217,350	7,011	48
②市民プロジェクト	74,834	5,746	48
③連携プロジェクト	44,406	5,649	45
④その他関連事業	26,683	45,655	54
合計	363,273	64,061	195

経済効果総額		29億5,848万円
内訳	経済波及効果	13億18万円
	広告換算値費	16億5,830万円

■サポーター登録者数等 ※第1回会期末現在

①登録者数:973人 ②サポーター・ミーティング開催回数:41回

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容		ディレクター選任 開催計画策定 広報計画策定		
		市民プロジェクト企画・実施		
		公募作品選定		
			作品制作・会場整備	撤去
				第2回国際芸術祭の開催
		実行委員会構成団体等による	広報活動への協力等	
			広報・PR活動の実施(市外)	
			ポスター・チラシ等の作成・配布(市内)	
			ガイドブックの作成・販売	
		サポーター制度運営(募集・ミーティングの開催等)	前売りチケット販売	
目標	国際芸術祭の ①参加者数、②市民の認知度、③経済効果、④来場者数			
	実行委員会設置	①2万人 ②30%	①6万人 ②55%	①2万人 ③30億円 ④30万人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

市民プロジェクトを充実させるとともに、アートプロジェクト作品の公募を実施するなど、参加しやすい仕組みづくりを行います。
そのほか、市内の文化芸術団体と一体的に取り組める企画を実施します。

(注) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

担当 スポーツ文化局 文化部 文化振興課 電話:048-829-1225

概要（目的・目標等）

「伝統産業としての盆栽業の推進」、「市の誇る文化としての盆栽ブランドの確立」、「盆栽村の聖地化」など、本市の魅力ある地域資源である盆栽の振興を図るため、様々な局・区など組織が横断的に連携した盆栽振興における持続可能な仕組みづくりを行います。

(1) 現状と背景

- ・大正時代に遡る「大宮盆栽村」に端を発する本市の盆栽文化は、国内外から高く評価される市の誇りです。
- ・世界盆栽大会の開催により一層高まった国際的評価を受け、我が国の盆栽の聖地を将来に向けて持続・発展させる必要が生じています。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	すごいぞ！大宮盆栽プロジェクト(計画) ～Cool BONSAI Plan～(仮)策定		進行管理	
	【早期に着手を目指す取組】 ・「大宮盆栽」ロゴの活用 ・市立学校生徒等への見学機会提供 ・盆栽村周辺施設(盆栽四季の家、漫画会館等)を活用した取組 等		→	
	【今後検討する取組】 ・後継者の育成、技術の伝承に向けた取組 ・大宮盆栽のブランド強化に向けた取組 ・持続可能な盆栽経営が可能となる取組 ・街並みの維持に向けた取組 ・大宮盆栽美術館の満足度向上に向けた取組、区が行える盆栽振興の取組 等		→	
目標	未来に向けた盆栽文化の継続・発展			
	・盆栽美術館来館者約75,000人(注) ・盆栽アカデミー2コース開講(日本人向け初級、中級) ・計画策定	・盆栽美術館来館者約75,750人 ・盆栽アカデミー4コース開講(新たに在住外国人向け初級、中級開講) ・計画に基づく具体的な取組実施	・盆栽美術館来館者約76,500人 ・盆栽アカデミー8コース開講(新たに外国人向け初級、中級、日本人向け、在住外国人向け上級開講) ・計画に基づく具体的な取組実施	・盆栽美術館来館者約77,250人 ・盆栽アカデミー9コース開講(新たに外国人向け上級開講) ・計画に基づく具体的な取組実施

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

盆栽が、今後も市民が誇れる地域資源として継続・発展できるよう、様々な取組を実施します。

(注) 世界盆栽大会開催期間の来館者数を除いた数値

担当 都市戦略本部 都市経営戦略部 電話:048-829-1064

スポーツ文化局大宮盆栽美術館 経済局商工観光部 経済政策課 商業振興課 観光国際課

第7章 市民・子どもの安心安全倍増

犯罪・交通事故・災害から子どもや市民を守る市民・事業者・行政が連携した安心安全な地域体制の確立！

しあわせ倍増事業

- 7-1 自転車のまちづくり「さいたまは一と」の推進
- 7-2 自転車通行環境の整備
- 7-3 自転車免許制度の全面実施
- 7-4 高齢者の交通安全教室の拡充
- 7-5 ゾーン30の整備推進
- 7-6 防災機能を持った地域拠点の整備支援
- 7-7 元消防職員による消防協力体制整備
- 7-8 防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化
- 7-9 要配慮者が避難しやすい避難所の強化
- 7-10 「学校安全ネットワーク」の推進
- 7-11 WHOのセーフスクールの取組、成果の普及
- 7-12 セーフコミュニティの推進(認証取得)
- 7-13 客引き行為等防止に向けた取組
- 7-14 市北部地域の治安確保の取組
- 7-15 犯罪被害者支援に向けた取組

概要（目的・目標等）

「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」を実現するため、「自転車まちづくりプラン～さいたまはーと」に基づき、コミュニティサイクル事業を推進し、平成32年度までの4年間の累計でコミュニティサイクルの利用回数を523,825回（総計950,000回）、サイクルサポートの施設認定数を20施設、平成32年度の放置自転車台数（市内全駅・秋季平日午前11時調査）を400台にします。

(1) 現状と背景

- ・ 自転車を利用しやすい環境が整っている本市の特徴を生かすため、「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～」に基づき、自転車のまちづくりを積極的に推進しています。
- ・ 平成28年度において、コミュニティサイクルの利用回数は総計426,175回、放置自転車数台数（市内全駅・秋季平日午前11時調査）は601台であり、平成29年度からサイクルサポート施設の認定・設置を進めてまいります。



【“自転車のまちさいたま”を象徴するロゴマーク】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	・「たのしむ」方策(コミュニティサイクル事業の推進、レクリエーションルートの整備)			
	●レクリエーションルートサイン設置工事	●コミュニティサイクルの利用促進・エリア拡大	●サイクリングマップの作成・配布	
	・「まもる」方策(自転車安全利用に関する広報・啓発)			
	●ルール・マナー意識啓発のためのサイン設置、チラシ配布等			
	・「はしる」方策(自転車ネットワーク整備計画の改定、サイクルサポート施設の認定・設置)			
	●見直し路線素案	●パブリックコメント	●改定	
	●サイクルサポート施設の認定・設置			

自転車通行環境整備工事				
・「とめる」方策(放置自転車の解消、駐輪場の適正配置の推進)				
●放置自転車対策の強化 ●主要駅の適正配置計画の推進				

都市間連携の推進				
目標	①コミュニティサイクル利用回数			
	②サイクルサポート施設認定数（民間施設）			
	③放置自転車台数（市内全駅・秋季平日午前11時調査）			
	①103,825回 ②5施設 ③550台	①130,000回 ②5施設 ③500台	①140,000回 ②5施設 ③450台	①150,000回 ②5施設 ③400台

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

「さいたまはーと推進協議会」において、自転車関連事業者・公共交通事業者・交通安全事業者等と連携し、自転車の安全啓発を積極的に実施します。

概要（目的・目標等）

自転車の安全かつ快適な通行環境を創出するため、10年間で200kmを整備する計画を前倒して実施し、平成32年度までの4年間の累計で、自転車通行環境102km（総延長160km）を整備するとともに、さいたま市内の自転車事故死傷者数を対平成28年比で12%減らします。

(1) 現状と背景

- ・安全で快適な自転車利用を図るため、平成26年4月に「さいたま市自転車ネットワーク整備計画」を策定し、平成35年度までの10年間で約200kmの自転車通行環境整備を実施することとしています。
- ・これまでに自転車利用者の多い駅周辺から整備に着手し、平成28年度末までに約58kmの整備が完了しています。
- ・平成28年のさいたま市内の自転車事故死傷者数は、1,385人でした。



【自転車レーン】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	自転車ネットワーク路線の見直し (自転車ネットワーク整備計画の改定)			
	自転車通行環境整備の設計及び交通管理者協議			
	自転車通行環境整備工事(平成34年度までに約200kmの整備を完了)			
目標	①自転車通行環境整備延長 ②さいたま市内の自転車事故死傷者数の減少率(対平成28年比)			
	①32km(総延長90km) ②3%減	①22km(総延長112km) ②6%減	①23km(総延長135km) ②9%減	①25km(総延長160km) ②12%減

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

整備済み路線について、効果検証の実施や課題の抽出を行うとともに、現在の市民ニーズを踏まえた自転車ネットワーク路線の見直しを行い、自転車ネットワークを早期に整備することで、市民満足度を高めます。

担当 建設局 土木部 道路環境課 電話:048-829-1490

都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 電話:048-829-1398

概要（目的・目標等）

児童生徒の安全を一層確保するため、毎年度、全ての市立小学校で実施する「子ども自転車運転免許制度」と併せて、平成30年度以降、新たに全ての市立中学校・高等学校の1年生を対象に「中・高等学校生自転車運転免許制度」を実施するとともに、平成32年度までの4年間で、さいたま市内の自転車事故死傷者数（注）を対平成28年比で12%減らします。

(1) 現状と背景

- ・平成24年度に市立小学校78校で「子ども自転車運転免許制度」を実施しました。
- ・平成25年度から毎年度、全ての市立小学校で「子ども自転車運転免許制度」を実施しました。
- ・平成26年度から3年間で全ての市立中・高等学校61校でスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室を実施しました。
- ・平成28年のさいたま市内の自転車事故死傷者数は、1,385人でした。



【実技講習の風景】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
	市立全小学校で原則4年生を対象とした「子ども自転車運転免許制度」を実施			
	市立中・高等学校でスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室を実施			
	中学校1年生を対象とした「中学生自転車運転免許制度」をモデル校で実施	市立全中・高等学校で1年生を対象に「中・高等学校生自転車運転免許制度」を実施		
目標	①中・高等学校1年生を対象に「中・高等学校生自転車運転免許制度」を実施 ②さいたま市内の自転車事故死傷者数の減少率（対平成28年比）			
	①19校で実施（自転車通学者が在籍する中学校） ②3%減	①全ての市立中学校57校、高等学校4校で実施 ②6%減	①全ての市立中学校57校、高等学校4校で実施 ②9%減	①全ての市立中学校57校、高等学校4校で実施 ②12%減

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

体験的な交通安全教育を行い、交通ルールを体得させ、交通安全に対する意識を高め、児童生徒の将来にわたる長期的な交通事故防止につなげることで、市民満足度を高めます。

（注）市立小・中・高等学校生を含む全年代の、さいたま市内の自転車事故死傷者数

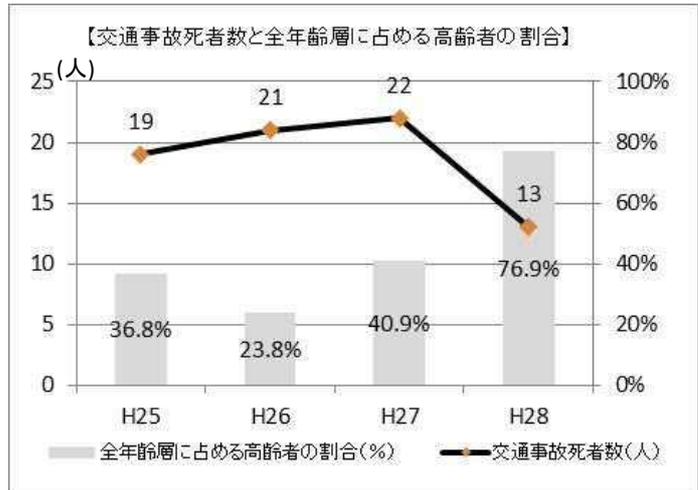
担当 教育委員会事務局 学校教育課 健康教育課 電話：048-829-1679

概要（目的・目標等）

高齢者の交通事故を減少させるため、平成32年度に、高齢者対象の交通安全教室の受講者数を年間2,500人に増やすとともに、さいたま市内の自転車事故死傷者数(注)を対平成28年比で12%減らします。

(1) 現状と背景

- ・平成28年中の市内交通事故死者13名のうち、10名（76.9%）が高齢者です。
- ・高齢者特有の判断能力の低下や運動機能の低下を認識してもらい、それに応じた歩行や自転車の乗り方などを教えています。
- ・平成28年度は42回開催し、述べ1,509人が参加しています。
- ・平成28年のさいたま市内の自転車事故死傷者数は、1,385人でした。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
		老人クラブをはじめ高齢者団体への周知を拡大		
		他団体実施の交通安全教育の調査・研究等カリキュラムの充実		
		交通安全教室での実績を活用したリーフレット等を作成し広く周知・啓発		
		民間事業者等への教室開催に向けた調整		
			民間事業者等による教室の開催	
目標	①交通安全教室の受講者数 ②さいたま市内の自転車事故死傷者数の減少率（対平成28年比）			
	①1,800人 ②3%減	①2,000人 ②6%減	①2,300人 ②9%減	①2,500人 ②12%減

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

交通安全教室の拡充の他に、高齢者特有の課題に対する啓発資料を作成・配布して広く交通安全教育の充実を図り、交通事故の減少に努めます。高齢者の交通事故が減少することで、健幸長寿のまちづくりを推進します。

(注) 高齢者を含む全年代の、さいたま市内の自転車事故死傷者数

担当 市民局 市民生活部 市民生活安全課 電話:048-829-1219

概要（目的・目標等）

生活道路での歩行者の安全な通行を確保するため、平成32年度までの4年間の累計で、ゾーン30^(注)を30地区整備するとともに、さいたま市内の交通事故件数を対平成28年比で18%減らします。

(1) 現状と背景

- ・ゾーン30については、平成28年度までに全国で約3,000地区を整備することとなっており、市内では26地区について整備が完了しました。
- ・ゾーン30の整備により、事故件数の減少や速度抑制等の整備効果が発現していることから、新たに整備計画を策定し、平成29年度から平成32年度の4年間で市内30地区の整備を進めます。
- ・平成28年のさいたま市内の交通事故件数は、4,353件でした。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	整備(8地区)			
	設計委託・交通管理者等協議(9地区)	整備(9地区)		
		設計委託・交通管理者等協議(7地区)	整備(7地区)	
			設計委託・交通管理者等協議(6地区)	整備(6地区)
			設計委託・交通管理者等協議(8地区)	
目標	①ゾーン30の整備地区数			
	②さいたま市内の交通事故件数の減少率（対平成28年比）			
	①8地区 ②4.5%減	①9地区 ②9%減	①7地区 ②13.5%減	①6地区 ②18%減

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

ゾーン30地区に位置付けられていない生活道路において、地域の実情に合わせ、交通管理者と連携を図り、通学路などの環境を整備し、重大な交通事故の発生件数を低減させ、市民生活の安心・安全を確保します。

(注) ゾーン30とは、生活道路における歩行者の安全な通行のために、区域（ゾーン）を定めて自動車の最高速度を時速30キロとするとともに、地域の方々と交通管理者との協議を踏まえ、その他の安全対策や通過交通の抑制等を行うもの。

担当 建設局 土木部 道路環境課 電話:048-829-1490

概要（目的・目標等）

身近な場所を防災拠点として活用するため、災害時に市民の一時集合場所となりうる公園を整備するとともに、平成32年度までの4年間の累計で、身近な地域の防災拠点を22か所増やし、備蓄品・太陽光発電設備の支援を行います。

(1) 現状と背景

- ・一時集合場所となりうる公園の整備を順次進めるとともに、平成28年度までに身近な地域の防災拠点として、自治会館やマンション集会所が38か所登録されています。
- ・収容可能人数に応じて、運営主体の自主防災組織に対して災害用毛布とアルファ米を貸与しており、本事業を活用し、防災拠点のうち2か所で太陽光発電設備が設置されました。



【身近な地域の防災拠点イメージ】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	身近な地域の防災拠点登録事業の周知・説明			
	登録受付・登録施設への備蓄物資等の支援			
	一時集合場所になりうる公園の整備			
	避難行動モデルの作成	避難行動についての周知、作成支援		
目標	身近な地域の防災拠点の登録・整備数			
	7か所	5か所	5か所	5か所

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

運営主体となる自主防災組織が、身近な地域の防災拠点や公園の活用方法を主とした避難行動計画を策定する際に支援を行い、地域住民が災害時に円滑に避難行動を行えるようにします。

担当 総務局 危機管理部 防災課 電話：048-829-1127
 環境局 環境共生部 環境創造政策課 電話：048-829-1324
 都市局 都市計画部 都市公園課 電話：048-829-1420

概要（目的・目標等）

経験豊富な元消防職員の活用による協力体制を確立し、消防体制の充実及び地域防災力の強化を図るため、平成32年度までの4年間の累計で、元消防職員の協力員の新規登録者を30名とします。

(1) 現状と背景

- ・さいたま市直下地震を始め、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震による大規模災害の発生が危惧されています。
- ・近年、建物の用途や構造は複雑かつ多様化し、利用する市民の安心安全を確保する必要があります。
- ・平成29年4月1日に設置要綱、運用要領を策定しました。
- ・平成29年4月1日現在、57名が登録されています。



【大規模災害時の活動イメージ写真】

(2) 各年度の実施内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	退職予定者、及び再任用終了者への協力員の募集			
	大規模災害時の消防協力体制の確立		より安全に活動するための資機材整備 ・消防法令の知識を確認するための資料送付	
	自主防災組織等との協働体制整備の検討	自主防災組織等との協働体制の構築		
	平成30年 消防出初式への参加			
目標	協力員の新規登録者数及び自主防災組織等との協働体制の構築			
	5名	6名	・8名 ・自主防災組織等との協働体制の構築	11名

※ 各年度の実施内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

市民の安心安全をさらに高めるため、元消防職員の役割拡充について、市民のニーズを把握し活用方法を検討します。

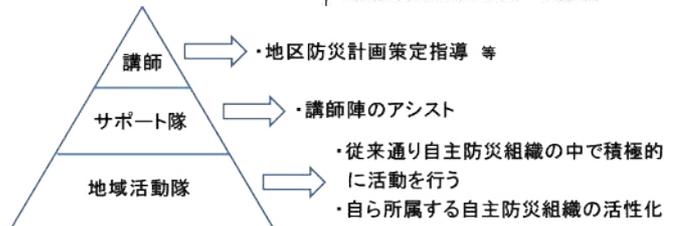
概要（目的・目標等）

地域の防災力強化を図るため、防災アドバイザー(注)を自主防災組織に派遣し、自主防災組織が策定する地区防災計画の着手について、平成32年度までの4年間の累計で、40件を支援します。

(1) 現状と背景

- 平成25年度の災害対策基本法の改正で、「地区防災計画制度」が新たに創設されました。
- 平成27年度よりモデル地区を選定し、自主防災組織で地区防災計画の策定を推進しております。
- 一層の地区防災計画の策定を推進するため、平成28年度に防災アドバイザーの再編成を行い、区を単位とするグループを結成し、自主防災組織に派遣する体制を整えました。

- ◆ 厳選された講師陣の育成
 - ・ 計画策定の講師陣育成
 - ◆ 新たな組織体制の編成
 - ・ 地域に溶け込める活動隊
 - ・ 講師陣のサポート隊の編成
- 地区防災計画策定の推進
HUG訓練等図上訓練の導入促進
区単位のグループ活動の活性化
・ 各区に防災アドバイザー会結成
事業者によるサポート体制



【防災アドバイザー事業の取組み】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	自主防災組織を対象とした、地区防災計画策定に関する説明会の開催			
	地区防災計画の策定事例の調査・発表		策定済自主防災組織による普及・啓発活動	
	防災アドバイザーの派遣			
	スキルアップ研修や事例発表会の開催			
	区ごとの防災アドバイザー会の運営サポート			
	目標	防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画着手件数		
4件		6件	10件	20件

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

地区防災計画を策定した自主防災組織に対する補助金制度を拡充するとともに、民間企業ならではの専門知識を活かし、地域で防災講演等を実施できる企業を「企業防災アドバイザー」として位置付け、防災アドバイザーのサポート役として、共に地域に根付いた防災活動を行っていただきます。

(注) さいたま市で認定している、防災士の資格を有し、地域の防災力向上のために活動している方々です

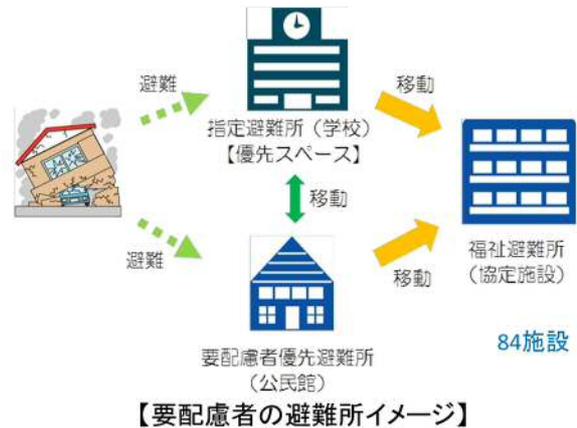
担当 総務局 危機管理部 防災課 電話:048-829-1126

概要（目的・目標等）

要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするため、平成32年度までの4年間の累計で、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所(注1)の開設訓練(注2)を84回実施するほか、福祉避難所、学校、公民館等への物資の供給体制を強化します。

(1) 現状と背景

- ・要配慮者の避難所として、学校等一般的な避難所に優先スペースを確保することや、公民館を優先避難所に位置付けています。
- ・避難所生活が特に困難な要配慮者の避難先として、社会福祉施設と協定を締結していますが、災害対策基本法上の福祉避難所の指定には至っていません。
- ・平成28年熊本地震では、福祉避難所の多くが円滑に開設できず、本市においても同様の状況が想定されます。
- ・平成28年度は福祉避難所1か所で行上訓練を実施しました。
- ・要配慮者の受入れに必要な物資の確保に課題があります。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	【福祉避難所】開設訓練の実施(行上訓練含む)			
	【福祉避難所】 ・災害対策基本法上の指定要件整理、指定 ・設置・運営マニュアル策定	・指定施設を拡大		
	【福祉避難所、学校、公民館等】要配慮者向けの物資品目の選定・確保・供給体制構築			
目標	福祉避難所開設訓練の実施回数(行上訓練含む)			
	10回	25回	25回	24回

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

学校や公民館等の避難所から福祉避難所への移動が困難な方に対する移送手段の確保に取り組みます。

要配慮者へのより専門的なケアができる福祉避難所を拡充します。

(注1) 本市と要配慮者の受入に関する協定を締結する社会福祉施設を含め福祉避難所と表記しています。(注2) 行上訓練を含みます。

担当 総務局 危機管理部 防災課 電話:048-829-1127

担当 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 電話:048-829-1254

概要（目的・目標等）

多くの人目子どもを見守る「学校安全ネットワーク」の強化を図り、通学区域全体の安全性を高めるため、新たな見守り活動制度を開始し、平成32年度に協力者数を3,000人とします。

(1) 現状と背景

- ・平成29年度当初、「防犯ボランティア」約17,100人、
「子どもひなん所110番の家」5,367軒、「子ども安全協定」73事業者の方々に、見守り活動へご協力いただいています。
- ・「子どもひなん所110番の家」の協力者は平成24年度から減少し、「防犯ボランティア」についても平成29年度は初めて減少に転じており、協力者を確保していく必要があります。
- ・朝練習や放課後練習等に参加する児童生徒への対応として、早朝や夕方以降の見守りを強化する必要があります。



私たちは、子どもの安全を見守ります！

子どもの安全を見守る事業者・さいたま市教育委員会

(2) 各年度の実施内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	「防犯ボランティア」「子どもひなん所110番の家」「子ども安全協定」等による子どもの見守り活動			
	新たな見守り活動の制度設計	新たな制度による見守り活動の強化		
	コンビニエンスストア等民間事業者を活用した「子どもひなん所110番の家」の拡充			
	「学校安全ネットワーク(防犯ボランティア)連絡会議」を毎年度全市立小学校で実施			
目標	新たな見守り活動制度の協力者数			
	新たな見守り活動の制度設計	1,000人	2,000人	3,000人

※ 各年度の実施内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

新たな見守り活動や広報活動を行い、「学校安全ネットワーク」に御協力いただく方を増やすことで、通学区域全体の安全性を高めます。

概要（目的・目標等）

学校における子どもの安全を一層確保するため、WHOの推進する国際的セーフスクールの認証を取得した慈恩寺小学校の取組と成果を、全ての市立学校へ広め、平成31年度以降、慈恩寺小学校の取組例の市立学校での実施率を100%とします。

(1) 現状と背景

- 平成29年1月に、さいたま市立慈恩寺小学校が、「WHOの推進する国際的セーフスクール」の認証を取得しました。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	慈恩寺小学校の継続的な取組と成果について、安全教育主任研修会等で普及			
	慈恩寺小学校の取組例（「けがマップの作成」「児童生徒による主体的な啓発活動」）の市立学校での実施			
	全ての市立学校で、(仮)さいたまセーフスクール(SSS)の認証取得を目指す			
	①研究指定校による安全への取組と普及(3年間)			
	②研究指定校による安全への取組と普及(3年間)			
目標	慈恩寺小学校の取組例の市立学校での実施（「けがマップの作成」「児童生徒による主体的な啓発活動」）をともに実施している学校の割合			
	実施率40%	実施率70%	実施率100%	実施率100%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

安全教育主任研修会等で慈恩寺小学校の取組と成果を普及し、各学校の安全性を高めることで、安心・安全なまちとして、都市イメージの向上を図ります。

概要(目的・目標等)

「住みたいまち・住み続けたいまち」と市民が思える安心安全な都市を実現するため、WHOが推奨するセーフコミュニティ(注)の取組を推進し、セーフコミュニティの認証を取得し、平成32年度に活動報告会を開催します。

(1) 現状と背景

「住みたいまち・住み続けたいまち」と市民が思える安心安全な都市を実現するため、救急搬送データ、人口動態統計など、各種統計データから課題が見られる高齢者の安全、子どもの安全、自転車の安全、DV防止、自殺予防の5つの分野において行政、市民団体、事業者が連携して、データに基づいた効果的な取り組みを進めております。(平成28年3月に活動開始の宣言を行いました。)



【対策委員会での検討の様子】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
	<ul style="list-style-type: none"> ・認証の申請に向けた、取組状況の事前指導の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取り組みの検討、実施、検証、改善を継続的に繰り返す ・認証の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地審査の開催 ・認証取得 ・認証式典の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告会の開催
目標	セーフコミュニティの推進(認証取得等)			
	事前指導開催	認証の申請	認証取得	活動報告会開催

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

具体的な取り組みの成果を、他団体、関係機関と共有することで、取り組みを活用しながら、更に市民満足度を高めます。

(注) 事故やケガを根拠ある仕組みによって予防していくという理念に沿って、市民、企業、行政等で協働し、データに基づいた取り組みを行い、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めること

概要（目的・目標等）

安全で安心な市民生活を確保するため、警察機関との協議等を行い、繁華街における客引き行為等の迷惑行為のないまちづくりを進めます。

(1) 現状と背景

- ・大宮駅周辺においては、通行する者に対する「客引き行為」や「スカウト行為」等の迷惑行為が数多く見受けられます。
- ・客引き行為等により得られた収益の一部は、暴力団など反社会的勢力の活動資金となっています。



【大宮駅周辺(イメージ)】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	<p>警察等と連携した取組 自主防犯活動団体等による自主的な取組への支援</p> <p>取組結果の確認・課題の抽出</p> <p>取組方法等の検討・見直し</p> <p>検討、見直しを踏まえた取組・支援等</p>			
	繁華街における客引き行為等の現状把握			
	警察等との調整(情報共有、客引き行為等防止に向けた取組についての協議)			
目標	客引き行為等のないまちづくりの推進			
	現状の把握、警察機関との情報共有・協議	取組結果の確認・課題抽出	取組方法等の検討・見直し	検討、見直しを踏まえた取組・支援等

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

客引き行為等の迷惑行為をなくすことで、安全で、安心な生活を送ることができるとともに、地域経済が健全に発展し、活気のあるまちになります。

概要（目的・目標等）

市北部地域の治安を確保するため、埼玉県警察との協議を行い、警察施設の誘致に向けた取組等を行うほか、自主防犯活動団体への支援等の取組を行い、平成32年度に、市北部地域における刑法犯認知件数を1,400件以下とします。

(1) 現状と背景

- ・大宮警察署が平成29年11月に管轄区域内南部に移転するため、市北部地域の治安の確保が懸念されています。
- ・なお、警察署の設置については、管轄区域内の人口、犯罪件数等に従い、埼玉県警察本部が設置の可否を判断しています。
- ・北区の刑法犯認知件数は、平成24年から28年の過去5年間で平均すると、1,432件/年となっています。



【住民によるパトロール】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	地域住民からの意見、要望の聴取 人口、犯罪件数推移等の調査			
	治安確保に向けた埼玉県警察との協議			
	治安確保に向けた自主防犯活動団体への支援等の取組			
目標	市北部地域における刑法犯認知件数			
	1,400件以下	1,400件以下	1,400件以下	1,400件以下

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

埼玉県警察との協議と併せて、地域住民と連携して治安確保に向けた様々な取組を推進することで、市民満足度を更に高めます。

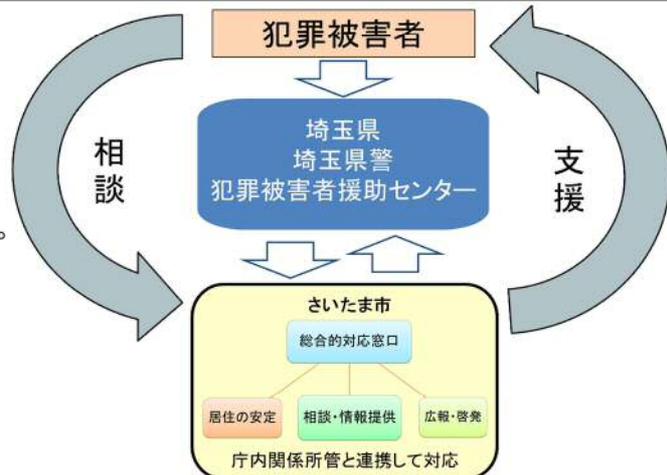
7-15 犯罪被害者支援に向けた取組

概要（目的・目標等）

犯罪被害者及びその家族または遺族の方々が日常生活を円滑に送ることができるよう、総合的に支援できる体制を整備し、平成32年度までに更なる支援を行うための制度の検証・見直しを行います。

(1) 現状と背景

- ・犯罪の被害にあった方及びその家族または遺族の方々が、身体的被害や精神的被害から回復するために、長い期間が必要となり、また、多分野からの支援を必要としています。



(2) 各年度の取組内容と目標

【犯罪被害者支援体制のイメージ】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	埼玉県・埼玉県警との調整			
	犯罪被害者等支援要綱の制定			
		支援の実施・制度の充実		
		埼玉県・埼玉県警・民間援助団体等との連携・協力		
	周知、啓発			
目標	犯罪被害者等への支援体制の充実			
	犯罪被害者等支援要綱の制定	総合的対応窓口の設置	制度の検証	制度の見直し

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

多分野からの支援を行うことで、犯罪被害者等の方々が日常生活を取り戻すための負担を軽減することができます。